

社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（その4）

【居宅介護支援・介護予防支援事業所向け】

31 新福介給第 5965 号

令和 2 年 2 月 2 8 日

各居宅介護支援・介護予防支援事業所 管理者 様

新宿区福祉部

介護保険課長 関本 ますみ

新型コロナウイルス感染症の予防及び感染拡大防止のための居宅介護支援業務  
の臨時的取扱いについて（通知）

日頃、介護保険事務にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染予防及び感染拡大防止のため、居宅介護支援業務について、下記のとおりとします。本取扱いは、臨時的な期間限定のものであり、終了の際には改めて連絡させていただきます。

なお、対面でサービス提供する場合には、確実な感染症予防対策を行ってください。

また、令和 2 年 2 月 2 7 日付等の介護保険課通知に記載の東京都等のホームページを随時、確認していただき、最新情報を把握してください。

記

1 対応方針

利用者及び事業所職員への感染予防のため、虐待対応等のやむを得ない場合を除き、利用者、家族、医療機関及び他事業所職員などとの相談、連絡調整等は、原則として対面ではなく、電話・FAX・メール等で行うこととする。

2 具体的取り扱い

(1) アセスメント

居宅への訪問に代えて、本人、家族、関係者等への電話等により、本人の心身の状況を把握することを原則とします。アセスメント内容は必ず記録してください。電話等でのアセスメントとした場合でも減算や指導対象にはなりません。

(2) サービス担当者会議

会議に代えて照会により、各サービス担当者から意見を求めることができる場合の、やむを得ない理由に該当するものとします。照会及び回答内容は、第 4 表又は E 表に必ず記録してください。電話等での照会した場合でも、減算や指導対象とはなりません。また、本通知の内容については、照会の際に、各サービス担当者にも伝えてください。

ケースカンファレンス、事例検討会、研修等についても、同様の配慮をお願いします。

(3) モニタリング

1月に1回の居宅訪問によるモニタリングができない特段の事情に該当するものとして、モニタリングの経過・結果は必ず記録してください。電話等でモニタリングを実施した場合でも減算や指導対象とはなりません。

(4) サービス辞退によるケアプランの変更

感染予防を理由に本人・家族がケアプランに位置付けられているサービスを辞退する場合には、ケアプランを修正しなくてもかまいませんが、その旨を必ず支援経過に記録してください。実績管理（給付管理）は確実に行ってください。

(5) その他

- ・利用票など、書面において署名・捺印が必要な場合は、郵送等で対応してください。
- ・サービス事業所担当者とは密接な連携をとり、利用者の状況変化を的確に把握したうえで必要な対応をお願いします。
- ・管理者は、事業所職員の健康状況を確実に把握してください。
- ・各サービス事業所・施設におけるコロナウイルス感染症への対応方法については、介護保険最新情報 Vol.768 及び 769 で示されていますので確認してください。

※ 退院退所加算、緊急時等居宅カンファレンス加算、ターミナルケアマネジメント加算では、面談・訪問・カンファレンスが要件となっていますが、現在、国や東京都から関連通知がなく、代替手段による方法で算定が可能か不明です。後日、算定の可否が確認できるよう代替手段を行った場合には、その内容を記録しておいてください。

問い合わせ先

新宿区福祉部介護保険課給付係

電話（直通）03-5273-3497